

住民監査請求の手引き（地方自治法第242条）

1. 住民監査請求とは

住民監査請求とは、恵那市の住民が、市長等の執行機関や職員による公金の支出、財産の管理、契約の締結など財務会計上の行為が違法又は不当であると認めるとき、このことを証明する書面を添えて、監査委員に対し監査を求め、必要な措置を講ずべきことを請求するものです。

2. 住民監査請求の対象となる行為

監査請求の対象となる事項は、次のような財務会計上の行為がある場合です。

- ① 違法若しくは不当な公金の支出(補助金の支出、職員給与の支出など)
- ② 違法若しくは不当な財産（土地、建物、物品など）の取得、管理、処分
- ③ 違法若しくは不当な契約（工事請負、物品購入など）の締結、履行
- ④ 違法若しくは不当な債務その他の義務負担（借り入れなど）
- ⑤ 1～4の行為が相当の確実さで予測される場合
- ⑥ 違法若しくは不当に公金の賦課、徴収を怠る事実（市民税や施設使用料の徴収を怠る場合など）
- ⑦ 違法若しくは不当に財産の管理を怠る事実（市の土地や建物を不法占拠されたままにしている場合など）（損害賠償請求を怠る場合など）

なお、当該行為のあった日又は終わった日から1年を経過すると、正当な理由（※）がない限り請求することはできません。

（※）正当な理由とは、当該行為が秘密裡に行われ、その行為を相当の注意力をもって調査しても、客観的にみて知ることができなかつたといえるときなど。

3. 住民監査請求のしかた

（1）請求ができる人

- 恵那市に住所を有する個人
- 恵那市に所在する法人

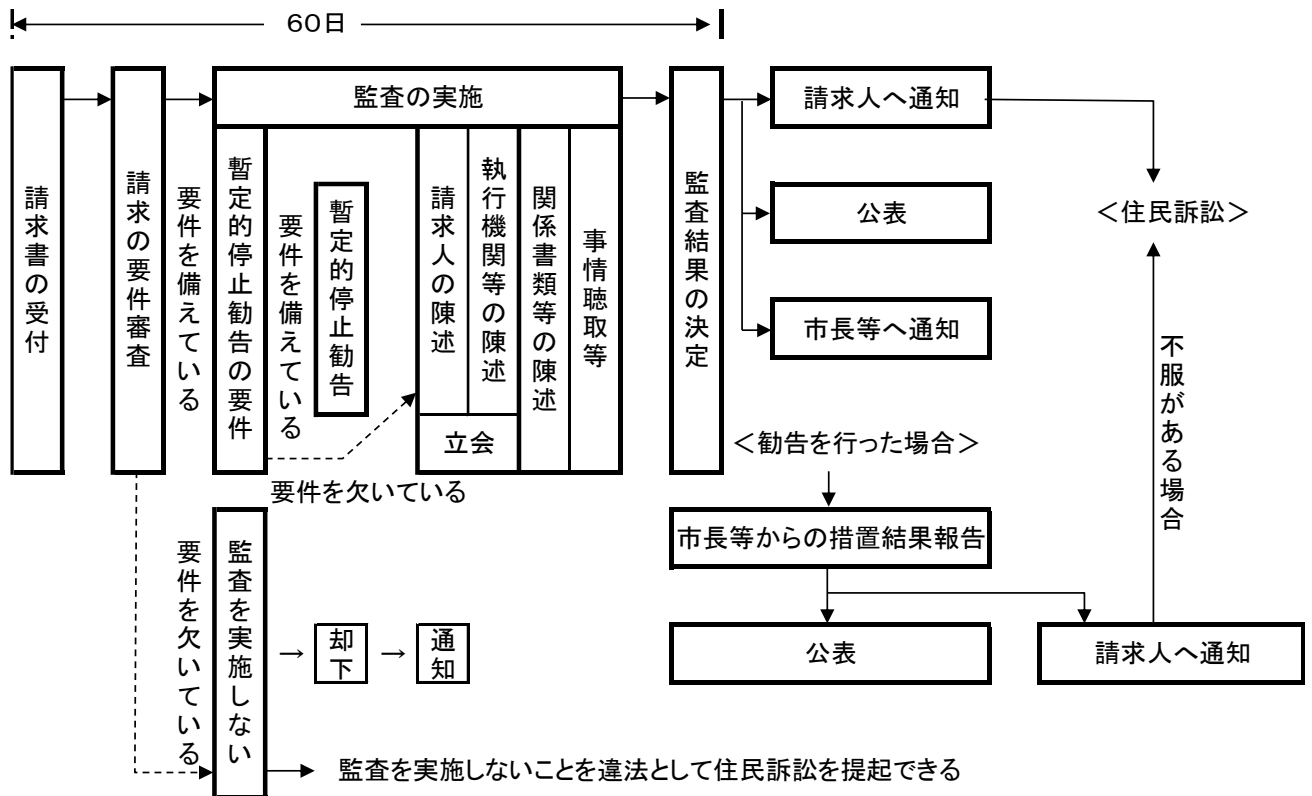
（2）請求の方法

住民監査請求は請求書（恵那市職員措置請求書：別紙）を作成して申し出る事となっています。請求書には、必ず自署が必要となります（押印は令和3年1月1日から不要となりました）ので、ファックスや電子メールによる請求はできません。監査委員事務局に直接持参もしくは郵送により提出してください。

なお、請求書には、違法又は不当に怠る事実を証するもの（公文書の公開請求により公開された文書の写し、新聞記事の写しなど）を添付し、提出して下さい。

(3) 請求書の書き方
別紙のとおり

4. 住民監査請求のながれ



- 注)
- 1 要件審査は、請求人の住所要件、請求の対象事項が市の財務会計上の行為であるか否かなどについて行う。
 - 2 「監査を実施しない」は、訴訟上の「却下」に該当する。
 - 3 住民訴訟については、出訴期間が定められている（地方自治法第242条の2）。

(法第 242 条第 1 項、法施行規則別記様式)

岐阜県恵那市職員措置請求書

岐阜県恵那市長（各委員会若しくは委員又は職員）に関する措置請求の要旨

1 請求の要旨

次の事項について、記載すること。

- ・だれが（請求の対象となる職員）。おもに市長となる
- ・いつどのような財務会計上の行為を行っているのか
- ・その行為は、どのような理由で違法又は不当であるのか
- ・その行為により、どのような損害が生じているのか
- ・どのような措置を請求するのか

2 請求者

住 所 恵那市に住所がある方

氏 名 (自 署)

上記地方自治法第 242 条第 1 項の規定により、別紙事実証明書を添え、必要な措置を請求します。

事実証明書（監査請求が違法又は不当な財務会計行為があることを証する書面の写し）を必ず添えること

令和 年 月 日

岐阜県恵那市監査委員 あて

5. 監査結果報告書の記載要領

第1 請求の受付
1 請求人
住所
氏名
2 請求書の提出
請求書の提出日は、令和 年 月 日である。

6. 住民訴訟

監査結果等に不服がある場合は、住民訴訟ができます。

- 監査結果又は勧告に不服がある場合
監査の結果の通知を受け取ってから30日以内に住民訴訟
- 勧告に対する執行機関等の措置に不服がある場合
措置結果の通知を受けてから30日以内に住民訴訟
- 請求の日から60日を経過しても監査委員が監査又は勧告を行わないことの場合
60日を経過した日から30日以内に住民訴訟
- 勧告を受けた執行機関等が必要な措置を行わないことを不服とする場合
措置期限の日から30日以内に住民訴訟
- 監査を実施しなかった〔請求が却下された〕ことに不服がある場合
却下の通知を受け取ってから30日以内に住民訴訟